

株式会社常盤 行動計画
一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法一体型）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間： 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

2.内容
（女性活躍推進法）

目標1：正社員に占める女性労働者の割合を5%以上にする。

<取組内容>

- 令和4年 4月～ 法人役員や管理職を対象に、会議で女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和5年 4月～ 女性従業員に対するヒアリング又はアンケートの実施
- 令和6年 4月～ 当該実施内容の検討（課題分析、今後の対応策の検討）
- 令和7年 4月～ 正社員の為のOJT等の研修計画の策定
正社員候補OJT等により正社員の意識の向上を図る
- 令和8年 4月～ 正社員候補の人選・検討
- 令和9年 1月～ 正社員候補の女性従業員を対象として、キャリアプランを実施
- 令和9年 3月～ 正社員候補の正社員への転換

目標2：女性が職場で活躍できる職場環境整備を行う

<取組内容>

- 令和4年 4月～ 法人役員や管理職を対象に、会議で働きやすい職場、特に女性の多い職場環境であることから意見交換の実施
- 令和5年 4月～ 女性が活躍できる職場、長く勤続できる職場内アンケート又は職員の面談の実施
- 令和6年 4月～ アンケート・面談内容の取り纏め、分析
- 令和7年 4月～ 女性が活躍できる職場への施策、制度の検討

- 令和 8 年 4 月～ 女性が活躍できる職場への施策、制度の実施
- 令和 9 年 1 月～ 施策実施に係る検証を行い、更なる施策の検討を行う。

(次世代法)

目標 3 : 「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の周知物を作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 7 年 5 月～ やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける
- 令和 7 年 6 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7 年 7 月～ 周知物の作成
- 令和 7 年 8 月～ 職員への周知開始

目標 4 : 子の看護休暇について法定義務の一人 5 日、二人以上 10 日を上回る日数を取得可能とする制度を導入する。

<対策>

- 令和 7 年 6 月～導入後の影響調査と付加日数の検討
- 令和 7 年 6 月～制度導入、就業規則改定

目標 5 : 全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月 3 5 時間未満とする

<対策>

- 令和 7 年 6 月～各部署における問題点の検討及び状況の把握
- 令和 7 年 7 月～業務量や業務の見直しや業務効率化の取組を実施
- 令和 8 年 1 月～諸取組みによる効果の測定、改善を実施